佐賀県公報

平成16年
12月10日
（金曜日）
第 12544号

目次

（◎印は、県例規集に登載するもの）

告示

○青少年に有害な図書等の指定 （七二一・こども課）一
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 （七二二・地域福祉課）二
○生活保護法に基づく医療機関の指定 （七二三・〃）二
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定の辞退 （七二四・〃）三
○生活保護法に基づく施術機関の指定 （七二五・〃）三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更 （七二六・長寿社会課）三
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の所在地の変更 （七二七・〃）三
○都市計画事業変更の認可 （七二八・下水道課）四
○道路の区域の変更 （七二九・道路課）四

訓令甲

◎佐賀県青少年対策本部設置規程の廃止 （一六・こども課）四
（教育委員会訓令甲・七）四
（警察本部訓令・一二）四
◎佐賀県青少年対策の連絡調整に関する事務処理規程の廃止 （一七・こども課）四
（教育委員会訓令甲・八）四
（警察本部訓令・一三）四

○告示

●佐賀県告示第七百二十一号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十六年十二月十日

佐賀県知事　古　川　　康

種　類	指定番号	題　　　名	製作発行所等	雑誌コード等	指 定 理 由
雑　誌	16－195	GOKUH　No. 161　12月号	バウハウス	03797－12	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
〃	16－196	［月刊］ザ・ベストMAGAZINE ORIGINAL　No. 85　12月号	KKベストセラーズ	04039－12	
〃	16－197	ザ・ベストMAGAZINE　No. 248　１月号	KKベストセラーズ	14003－1	
〃	16－198	月刊　メルフレ　ボンバー　NO－044　１月号	KKベストセラーズ	08513－01	
〃	16－199	Bejean　ビージーン　Vol. 134　12月号	英知出版	17645－12	
〃	16－200	月刊バチェラー〔BACHELOR〕　１月号	㈱ダイアプレス	07537－01	
〃	16－201	Dr. ピカソ　NO. 118　１月号	バウハウス	06635－01	
〃	16－202	@BOOING　アットブーイング　VOL. 3	曙出版㈱	15544－01 Ⓛ-2005年1/19	

◉佐賀県告示第七百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成十六年十二月十日

佐賀県知事　古　川　　康

名　称	所在地	廃止年月日
服巻胃腸科内科	佐賀市中の小路九番一八号	平成一六・一〇・一
まごころ医療館	鳥栖市蔵上二丁目二一〇番地	〃
高森歯科医院	佐賀市嘉瀬町大字扇町二三七五番地一	〃
オーラルケアプラザらいおん歯科クリニック	佐賀市高木瀬町大字東高木二五一番地六	〃
楠川歯科診療所	神埼郡三田川町大字吉田三三九番地一	平成一六・八・一二

◉佐賀県告示第七百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十六年十二月十日

佐賀県知事　古　川　　康

名　称	所在地	指定年月日
服巻胃腸科内科	佐賀市中の小路九番一八号	平成一六・一〇・一
さがステーション眼科	佐賀市駅前中央一丁目一一番二〇号	平成一六・一〇・八
医療法人まごころ医療館	鳥栖市蔵上二丁目二一〇番地	平成一六・一〇・一

まえはら耳鼻咽喉科アレルギー科クリニック	三養基郡基山町大字園部二七七二番地一〇	平成一六・一〇・五
高森歯科医院	佐賀市嘉瀬町大字扇町二三七五番地三	平成一六・一〇・一
オーラルケアプラザらいおん歯科クリニック	佐賀市高木瀬町大字東高木二五一番地六	〃
楠川歯科診療所	神埼郡三田川町大字吉田三三九番地一	平成一六・八・一二
有限会社セレン薬局	唐津市町田一八〇三番地一	平成一六・九・一
辻薬局大名小路店	唐津市大名小路七一番地	〃
中央薬局	三養基郡基山町大字園部二七七二番地一一	平成一六・一〇・一

◉佐賀県告示第七百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十一条第一項の規定により、次のとおり指定施術機関から辞退の届出があった。

平成十六年十二月十日

佐賀県知事　古　川　　康

施術機関名	所在地	指定年月日
伊藤治療院	唐津市八幡町七五三番地二六	平成一六・九・二八

◉佐賀県告示第七百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する機関として、次の施術機関を指定した。

平成十六年十二月十日

佐賀県知事　古　川　　康

施術機関名	所在地	辞退年月日
ふるかわ整骨院	三養基郡上峰町大字坊所二八八番地八	平成一六・一〇・一

◉佐賀県告示第七百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十六年十二月十日

佐賀県知事　古　川　　康

サービスの種類	名称		所在地	変更年月日
短期入所生活介護	ショートステイひいらぎ	新	武雄市武内町大字真手野二六三四六番地	平成一六・一二・一
		旧	武雄市武内町大字真手野二六三四二番地	
通所介護	デイサービスセンターひいらぎ	新	武雄市武内町大字真手野二六三四六番地	平成一六・一二・一
		旧	武雄市武内町大字真手野二六三四二番地	
訪問介護	ホームヘルプサービスひいらぎ	新	武雄市武内町大字真手野二六三四六番地	平成一六・一二・一
		旧	武雄市武内町大字真手野二六三四二番地	

◉佐賀県告示第七百二十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十六年十二月十日

佐賀県知事　古　川　　康

名称	所在地		変更年月日
	新	旧	
居宅介護支援事業所ひいらぎ	武雄市武内町大字真手野二六三四六番地	武雄市武内町大字真手野二六三四二番地	平成一六・一二・一

◉佐賀県告示第七百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十六年十二月十日

佐賀県知事　古　川　　康

一　施行者の名称

伊万里市

二　都市計画事業の種類及び名称

伊万里都市計画下水道事業　伊万里市公共下水道

三　事業施行期間

昭和五十四年一月二十四日から

平成二十四年三月三十一日まで

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

◉佐賀県告示第七百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年十二月十日から平成十七年一月九日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月十日

佐賀県知事　古　川　　康

道路の種類及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
県道星賀港線	東松浦郡肥前町大字星賀字大久保甲二二九一番一地先から東松浦郡肥前町大字星賀字大久保甲二三〇五番四地先まで	後	一三・〇～一〇・五	九六・三
	東松浦郡肥前町大字星賀字大久保甲二二九一番一地先から東松浦郡肥前町大字星賀字大久保甲二三〇五番四地先まで	前	二四・二～一一・〇	九六・三

○訓令甲

◉佐賀県訓令甲第十六号
◉佐賀県教育委員会訓令甲第七号
◉佐賀県警察本部訓令第十二号

本　庁
教育庁
警察本部

佐賀県青少年対策本部設置規程（昭和五十八年佐賀県訓令甲第四号、佐賀県教育委員会訓令甲第四号、佐賀県警察本部訓令第四号）は、廃止する。

平成十六年十二月十日

佐　賀　県　知　事　古　川　　康
佐賀県教育委員会委員長　杉　町　誠二郎
佐　賀　県　警　察　本　部　長　御手洗　伸太郎

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

◉佐賀県訓令甲第十七号
◉佐賀県教育委員会訓令甲第八号
◉佐賀県警察本部訓令第十三号

本　　　庁
教　育　庁
警察本部

佐賀県青少年対策の連絡調整に関する事務処理規程（昭和五十八年佐賀県訓令甲第五号、佐賀県教育委員会訓令甲第五号、佐賀県警察本部訓令第五号）は、廃止する。

平成十六年十二月十日

佐　賀　県　知　事　古　川　　　康
佐賀県教育委員会委員長　杉　町　誠　二　郎
佐　賀　県　警　察　本　部　長　御　手　洗　伸　太　郎

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

購読料　一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先　佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年十二月十日印刷及び発行
発行者　佐賀県知事　古川　康

発行定日　毎週月水金曜日
印刷所　西部印刷企画㈱